

日本語	翻訳
<p>受動喫煙防止対策 施設管理者向けハンドブック ～改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例～</p>	<p>二手菸害防制措施 設施管理者專用指南 ～修改健康增進法暨東京都二手菸害防制條例～</p>
<p>① 受動喫煙防止対策の目的</p>	<p>①二手菸害防制措施的目的</p>
<p>日本では、受動喫煙による年間死亡者数は推定約 1 万 5 千人と言われており、受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患等、様々な疾患と関連することが明らかとなっています。</p> <p>自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的として、国及び都では法律や条例で対策を行っています。</p>	<p>根據調查，在日本每年約有 15,000 人死於二手菸害，這代表二手菸害與肺癌、缺血性心臟病等各種疾病息息相關。</p> <p>為防制二手菸危害人體健康，國家與東京正在法律及條例上採取因應措施，加強環境管理，讓人們可以自行決定是否要避免二手菸害。</p>
<p>②健康増進法と東京都受動喫煙防止条例</p>	<p>②健康増進法暨東京都二手菸害防制條例</p>
<p><u>改正健康増進法について</u></p> <p>改正前の「健康増進法」では、多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずる努力義務を定め、受動喫煙防止の取組を推進してきました。一方、依然として、受動喫煙に遭遇した非喫煙者は多いことがわかっています。</p> <p>こうした経緯を踏まえ、2018 年 7 月、多数の者が利用する施設等の類型に応じて、その利用者に対し、一定の場所以外での喫煙を禁止するとともに、施設等の管理権原者が講ずべき措置等について定める法改正を行いました。</p>	<p><u>關於修改健康增進法</u></p> <p>為推動防制二手菸害相關措施，在《健康增進法》修正前就已明文規定，在多人使用的設施內，設施管理者有義務採取必要措施，以預防二手菸害發生。然而，事實證明仍有許多非吸菸者遭受二手菸害。</p> <p>基於此點，該法曾於 2018 年 7 月進行修正，針對多人使用設施等類型，禁止設施利用者在非指定處吸菸，並就設施等具有職權者應採取的措施等，制定相關規定。</p>
<p><u>東京都受動喫煙防止条例について</u></p>	<p><u>關於東京都二手菸害防制條例</u></p>
<p>2018 年 6 月に成立した「東京都受動喫煙防止条例」は、特に健康影響を受けやすい 20 歳未満の子供や、受動喫煙を防ぎにくい立場である従</p>	<p>2018 年 6 月頒布的「東京都二手菸害防制條例」，主要針對 20 歲以下，易受菸害影響的兒童，以及工作環境中難以避免二手菸害之從業人員，東</p>

業員を、受動喫煙から守る観点から、都独自のルールを定めています。	京都以自主防制二手菸害的角度・制定專屬規則。
③ 管理権限者等の主な責務	③有職権者等人的主要責任
改正法及び都条例において、「管理権原者」とは、所有者等の、施設等の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者をいいます。また、「管理者」とは、管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている者をいいます。 管理権原者・管理者には受動喫煙を防止するための責務があります。	健康促進法修正暨東京都条例中・「有職権者」是指有權對設施等進行設備維修之人・例如該設施的所有人・而「管理者」則是指實際管理現場的人・跟「有職権者」是不同的。 有職権者和管理者都有防制二手菸害的義務。
■喫煙器具・設備の撤去	■吸菸用具及設備之拆除
喫煙してはいけない場所に、喫煙をするための器具や設備を設置してはなりません。	禁止在禁菸區設置吸菸用具及設備。
■喫煙者への喫煙の中止等の依頼	■請吸菸者停止吸煙
喫煙してはいけない場所で喫煙をしている（または喫煙しようとしている）者に対して、喫煙の中止またはその場所からの退出を求めるよう努めなければなりません。	必須設法勸阻正在禁菸區吸菸（或準備吸菸）的人・或請對方離開。
■標識の掲示	■張貼標示
施設内に喫煙することができる場所がある場合は、喫煙室と、その施設の主な出入口の見やすい場所に、その旨を表示しなければなりません。また、飲食店は、店内禁煙の場合も、その旨を表示しなければなりません。	若設施內有吸菸區・必須在吸菸室以及設施主要出入口的顯眼處・張貼相關標示。此外・禁菸的餐飲店也必須張貼相關公告。
違反した場合	若有違反
保健所等による指導・助言、勧告・公表・命令、立入検査*のほか、過料の対象となる場合があります。	除了要接受衛生所等相關機構的指導、建議、勸告、公佈、命令・以及現場検査*之外・可能還會面臨罰款。
*立入検査では、以下の内容を想定しています。立入検査への対応も、管理権原者等の責務です。	*現場検査可能包含下列項目・配合検査也是有職権者等人的義務。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告を求めること</li> <li>・職員が特定施設等に立ち入り、当該措置の実施状況や帳簿等进行检查すること</li> <li>・関係者に質問すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要求提供關於二手菸害防制措施的實施報告</li> <li>・工作人員進入特定設施・並檢查相關措施的實施狀況、帳簿等</li> <li>・對相關人員提問</li> </ul>
他の関係省令により、従業員の募集を行う者に対し、当該施設の受動喫煙防止の状況について、募集や求人申込みの際に明示することを義務づけます。	根據其他相關部會命令・資方有義務在招募或徵才時・聲明該設施的二手菸害防制狀況。
④対象施設の類型	④指定設施類型
第一種施設 ●敷地内禁煙	第一類設施 ●用地内禁菸
学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎 など	學校、醫院、兒童福利設施、政府機關等
第二種施設 ●原則屋内禁煙	第二類設施 ●原則上室内禁菸
第一種施設及び喫煙目的施設以外の多数の人が利用する施設 ※ 飲食店は一部取扱いが異なります。	除第一類設施及吸菸設施以外・其餘多人使用的設施 ※部分餐飲店可採取不同方式
喫煙目的施設 ●喫煙可	可吸菸之設施 ●可吸菸
<ul style="list-style-type: none"> <li>・たばこの対面販売をしているなどの一定の条件を満たしたバーやスナック</li> <li>・たばこ販売店</li> <li>・公衆喫煙所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合乎面對面銷售等・一定條件的酒吧或小酒館</li> <li>・香菸零售店</li> <li>・公共吸菸區</li> </ul>
バス・タクシー・飛行機・鉄道・船舶	巴士、計程車、飛機、鐵路運輸、船隻
※ 以下は規制の対象とはなりません。ただし、区市町村が独自に喫煙ルールを定めている場合があります。詳しくは、所在地の区市町村にご確認ください。	※以下場所不受限制。不過・區市町村可能有其專屬吸煙規定。詳情請聯絡您所在地的區市町村。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種施設の敷地内を除く屋外*</li> <li>・住居やベランダ、入居施設の個室等、人の居住する場所</li> <li>・ホテルや旅館の客室、鉄道や船舶の宿泊用の客室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除第一類施設用地外之室外*</li> <li>・居住場所：如住家、陽台和居住設施的個人房等</li> <li>・飯店或日式旅館的客房、鐵路交通或船隻內住宿用客房</li> </ul>
<p>*施設の屋内とは、①屋根がある建物であり、②側壁が概ね半分以上覆われているものの内部の場所です。これに該当しない場所は屋外とします。</p>	<p>*設施的室内是指①建築物有屋頂・且②約有一半以上被側牆包圍住的室內場所。</p>
⑤施設ごとの規制内容	⑤各設施的規範内容
1 病院・行政機関の庁舎など	1 醫院、政府機關等
<p>■対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、診療所、助産所、薬局</li> <li>・介護老人保健施設及び介護医療院</li> <li>・難病相談支援センター</li> <li>・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師が業務を行う施術所</li> <li>・国及び地方公共団体の行政機関の庁舎</li> </ul>	<p>■対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・醫院、診所、助産所、藥房</li> <li>・介護老人保健施設及介護醫療院所</li> <li>・罕見疾病諮詢協助中心</li> <li>・按摩指壓師、針灸師和柔道整復師進行工作的場所</li> <li>・國家和各地方政府之行政機關大樓</li> </ul>
<p>■規制内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内に喫煙場所をつくることはできません。</li> <li>・屋外に喫煙場所をつくる場合、特定屋外喫煙場所の要件を満たさなければなりません。</li> </ul>	<p>■規範内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不可在室內設置吸菸區。</li> <li>・在戶外設置吸菸區時，必須符合特定戶外吸煙區的規範。</li> </ul>
◎ 2019年7月1日から規制が適用されています。	◎自2019年7月1日起實施。
2 大学・児童福祉施設など	2 大學、兒童福利機構等
<p>■対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学</li> <li>・専門学校</li> <li>・各種養成施設</li> </ul>	<p>■対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大學</li> <li>・專門學校</li> <li>・各種培訓機構</li> </ul>

・ 児童福祉施設*	・ 児童福利機構*
<p>* 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設のほか、障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育施設</p> <p>・ 母子健康包括支援センター</p> <p>・ 少年院及び少年鑑別所</p>	<p>*除《児童福利法》第7条第1項中規定的児童福利機構外・另包括協助殘障兒童往返機構事業、協助兒童自立生活事業、兒童課後健全培育事業、協助短期育兒事業、區域協助育兒據點事業、臨時托兒事業、病童保育機構</p> <p>・ 母子健康綜合協助中心</p> <p>・ 少年觀護所及少年輔育院</p>
<p>■規制内容</p> <p>・ 屋内に喫煙場所をつくることはできません。</p> <p>・ 屋外に喫煙場所をつくる場合、特定屋外喫煙場所の要件を満たさなければなりません。</p>	<p>■規範内容</p> <p>・ 不可在室内設置吸菸區。</p> <p>・ 在戶外設置吸菸區時・必須符合特定戶外吸煙區的規範。</p>
◎ 2019年7月1日から規制が適用されています。	◎自2019年7月1日起實施。
3 幼稚園～高校・保育所など	3 幼稚園～高中、保育所等
<p>■対象</p> <p>・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校</p> <p>・ 保育所</p> <p>・ その他、インターナショナルスクールなど</p>	<p>■対象</p> <p>・ 幼稚園、小學、國中、義務教育學校、高中、中等教育學校、特殊教育學校、高等專門學校</p> <p>・ 保育所</p> <p>・ 其他・如國際學校等</p>
<p>■規制内容</p> <p>・ 屋内に喫煙場所をつくることはできません。</p> <p>・ 屋外に喫煙場所をつくらないように努めなければいけません。</p>	<p>■規範内容</p> <p>・ 不可在室内設置吸菸區。</p> <p>・ 必須致力於不在戶外設置吸菸場所。</p>
◎2019年7月1日から屋内の規制が適用されています。	◎自2019年7月1日起・實施室内限制。
2019年9月1日から屋外の規制が適用されています。	從2019年9月1日起實施室外規範。
4 宿泊施設	4 住宿設施
■対象	■対象

旅館業の施設	旅館業施設
<b>■規制内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋内の喫煙室は、喫煙専用室または指定たばこ専用喫煙室の要件を満たさなければなりません。</li> <li>・ 屋外は規制の対象外です。ただし、喫煙場所をつくる場合は、受動喫煙を生じさせることがないように配慮しなければなりません。</li> </ul>	<b>■規範内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 室内吸菸室必須符合吸菸専用室或加熱式菸品專用吸菸室的規範。</li> <li>・ 室外不受限制。唯設置吸菸區時・必須要有二手菸害的防制措施</li> </ul>
<b>■適用除外</b> 旅館・ホテルの客室は、規制を適用しません。	<b>■不適用於</b> 日式旅館、飯店的客房不在此限。
◎ 2020 年 4 月 1 日から規制を適用します。	◎從 2020 年 4 月 1 日起實施。
5 飲食店 [シガーバー (スナック) は含まない。]	5 餐飲店 [ 不含雪茄館 ( 小酒館 ) 。 ]
<b>■対象</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食店、喫茶店</li> <li>・ その他、これらに準ずるもの (シガーバー (スナック) は含まない。)</li> </ul>	<b>■対象</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 餐飲店、咖啡廳</li> <li>・ 其他—與此同類型的場所 ( 不含雪茄館 ( 小酒館 ) 。 )</li> </ul>
<b>■規制内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋内の喫煙室は、喫煙専用室または指定たばこ専用喫煙室の要件を満たさなければなりません。</li> <li>・ 屋外は規制の対象外です。ただし、喫煙場所をつくる場合は、受動喫煙を生じさせることがないように配慮しなければなりません。</li> </ul>	<b>■規範内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 室内吸菸室必須符合吸菸専用室或加熱式菸品專用吸菸室的規範。</li> <li>・ 室外不受限制。唯設置吸菸區時・必須要有二手菸害的防制措施。</li> </ul>
<b>■従業員がいない飲食店</b> 以下の①～④すべてを満たした店は、店内の一部または全部を喫煙可能室とすることが認められています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①2020 年 4 月 1 日時点で既に営業している</li> <li>②施設内の客席部分の床面積が 100 m<sup>2</sup>以下</li> <li>③中小企業 ( 資本金の額または出資の総額が 5 千万円以下 ) または個人経営</li> </ul>	<b>■無人餐飲店</b> 合乎以下①至④所有條件的店家・可將室內部分或全部空間設為吸菸區。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①截至 2020 年 4 月 1 日仍有營業者。</li> <li>②設施內座位面積在 100 m<sup>2</sup>以下</li> <li>③中小企業 ( 資本額或投資總額在 5 千萬以下 ) ・或為私人經營</li> <li>④無職員*</li> </ul> ★POINT ④為東京都專屬規定。

④従業員*がない ★ POINT ④は都独自のルールです。	
*従業員の定義 労働基準法第9条に規定する労働者 (例) 正社員、契約社員、アルバイト、パートタイム など ※ 同居の親族のみを使用する事業または事務所に使用される者及び家事使用人を除きます。	*職員の定義 符合《労働基準法》第9条規定的労働者 (例) 正式職員、約聘職員、兼職等。 ※不含僅雇用同住親屬的事業、辦事處雇用職員以及幫傭。
◎ 2020年4月1日から規制を適用します。	◎從2020年4月1日起實施。
2019年9月1日から店内の喫煙状況の店頭表示が義務化されています。	自2019年9月1日起・店家有義務在店內標示店內吸菸狀況。
6 シガーバー(スナック)・たばこ販売店等	6 雪茄館(小酒館)、香菸零售店
■対象 喫煙を主目的とするバー、スナック等	■対象 以吸菸為主的酒吧、小酒館等
以下の要件を満たす飲食店 ① たばこの対面販売(出張販売を含む。)をしていること ② 「通常主食と認められる食事」*を主として提供していないこと *(例) 米飯類、菓子パンを除くパン類、めん類、ピザパイ、お好み焼きなど	符合以下條件的餐飲店 ①面對面銷售菸品(包括推銷) ②店內所提供的餐飲並非以「一般主食」*為主 *(例) 米飯類、甜麵包以外的麵包類、麵食類、披薩、大阪燒等
店内で喫煙可能なたばこ販売店	可在店內吸菸的香菸零售商
以下の要件を満たす施設 ① たばこまたは喫煙器具の販売(たばこについては対面販売に限る。)をしていること ② 設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っていないこと	符合以下條件的設施 ①販賣香菸或吸菸設備(香菸僅限於面對面銷售。) ②店內並無提供顧客用餐的桌椅等設備
公衆喫煙所	公共吸菸區
屋内の全部を専ら喫煙をする場所とする施設	室內完全可吸菸的設施

<p><b>■規制内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋内の喫煙室は、喫煙目的室の要件を満たさなければなりません。</li> <li>・ 屋外は規制の対象外です。ただし、喫煙場所をつくる場合は、受動喫煙を生じさせることがないように配慮しなければなりません。</li> </ul>	<p><b>■規範内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 室内吸菸室必須符合以吸菸為主要目的之場所的規範。</li> <li>・ 室外不受限制。唯設置吸菸區時・必須要有二手菸害的防制措施。</li> </ul>
<p>◎ 2020 年 4 月 1 日から規制を適用します。</p>	<p>◎從 2020 年 4 月 1 日起實施。</p>
<p>コラム 複数の施設の類型にまたがる場合の取扱いは？</p>	<p>專欄 同時符合多類設施時・該如何處理？</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種施設内に第一種施設以外の施設がある</li> </ul> <p>施設内すべてに第一種施設の規制を適用します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一類設施中含有第一類設施以外的設施</li> </ul> <p>整個設施都適用於第一類設施的規範。</p>
<p>(例) 大学や病院の施設内に食堂(飲食店)がある場合、食堂スペースも第一種施設の規制を適用します。</p>	<p>(例) 大學或醫院若有餐廳(餐飲店)・則用餐區也適用於第一類設施之規範。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一つの施設内に複数の施設類型が混在している</li> </ul> <p>施設全体は第二種施設に分類します。施設内に第一種施設が存在する場合は、その場所に限り、第一種施設の規制を適用します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 單一設施中混合多種類型設施</li> </ul> <p>整個設施都會被歸類於第二類設施。如設施中有第一類設施・則僅有所佔空間受第一類設施之規範。</p>
<p>(例) 商業ビルの中にクリニックがある場合、ビル全体は第二種施設、クリニックの占有部分は第一種施設の規制を適用します。</p>	<p>(例) 若診所開設在商辦大樓・則整棟大樓皆屬第二類設施・而診所所佔區域受第一類設施之規範。</p>
<p>7 多数の人が利用する施設(1~6を除く)</p>	<p>7 多人使用的設施(除 1~6 以外)</p>
<p><b>■対象</b></p> <p>2人以上の人が利用する施設</p>	<p><b>■対象</b></p> <p>2人以上使用的設施</p>
<p><b>■規制内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋内の喫煙室は、喫煙専用室または指定たばこ専用喫煙室の要件を満たさなければなりません。</li> <li>・ 屋外は規制の対象外です。ただし、喫煙場所をつくる場合は、受動喫煙を生じさせることがないように配慮しなければなりません。</li> </ul>	<p><b>■規範内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 室内吸菸室必須符合吸菸專用室或加熱式菸品專用吸菸室的規範。</li> <li>・ 室外不受限制。唯設置吸菸區時・必須要有二手菸害的防制措施。</li> </ul>
<p>◎ 2020 年 4 月 1 日から規制を適用します。</p>	<p>◎從 2020 年 4 月 1 日起實施。</p>
<p>8 バス・タクシー・飛行機・鉄道・船舶</p>	<p>8 巴士、計程車、飛機、鐵路運輸、船隻</p>



<p><b>■対象</b> バス、タクシー、旅客機、旅客鉄道、旅客船</p>	<p><b>■対象</b> 巴士、計程車、客機、載客列車、客船</p>
<p><b>■規制内容</b> バス・タクシー・飛行機 車内（機内）に喫煙場所をつくることはできません。 鉄道・船舶 車内（船内）の喫煙室は、喫煙専用室または指定たばこ専用喫煙室の要件を満たさなければなりません。なお、宿泊用の客室は規制の対象外です。</p>	<p><b>■規範内容</b> 巴士、計程車、飛機等 不可在車廂內（機上）設吸煙區。 鐵路交通、船隻 車廂內（船艙）的吸菸室・必須符合吸菸專用室或特定菸品專用吸菸室的規範・唯住宿用客房不在此限。</p>
<p>◎ 2020 年 4 月 1 日から規制を適用します。</p>	<p>◎從 2020 年 4 月 1 日起實施。</p>
<p>⑥改正法・条例で定める喫煙できる場所 屋外 特定屋外喫煙場所…大学や病院などの喫煙場所</p>	<p>⑥健康促進法修正暨東京都條例中規定的可吸煙場所 室外 特定室外吸菸場所…大學、醫院等處的吸菸場所</p>
<p><b>■要件</b> ①第一種施設の屋外の場所であること ②管理権原者によって禁煙場所と区画されていること ③ 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示がされていること ④ 施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること （例）建物の裏や屋上など</p>	<p><b>■必要條件</b> ①第一類設施的室外場所 ②有職權者所劃分的禁菸區以外區域 ③設有可吸菸標示牌 ④設於設施使用者平常不會進入的區域 （例）建築物後方或屋頂等</p>
<p><b>■吸うことができるたばこ</b> たばこ全般</p>	<p><b>■適用菸品</b> 所有菸品</p>
<p>屋内 屋内に喫煙室を設置する際は、喫煙室から施設の屋内にたばこの煙が流出しないように、以下の基準を満たした措置を講じる必要があります。</p>	<p>室内 吸煙室設於室內時・必須採用符合以下標準的措施・避免菸霧流入設施中其他室內區域。</p>

<p>■喫煙室外への煙の流出防止措置（＝技術的基準）</p> <p>① 出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が 0.2 m/秒以上であること</p> <p>② たばこの煙（加熱式たばこの蒸気を含む。）が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること</p> <p>③ たばこの煙が施設の屋外に排気されていること</p> <p>・施設内が複数の階に分かれている場合は、壁・天井等で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能です。（＝フロア分煙可）</p> <p>・2020年4月1日に既に存在している建築物等で、管理権原者の責任において責めに帰することができない事由によって技術的基準を満たすことが困難な場合は、一定の経過措置が設けられています。</p> <p>経過措置では、「たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、上記の技術的基準に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止できること」とされています。</p> <p>具体的には、相応の機能を持つ脱煙機能付き喫煙ブースを設置し当該喫煙ブースから排出された気体が室外（第二種施設の屋内又は内部の場所に限る。）に排気されることが必要です。</p>	<p>■避免菸霧外流的措施（＝技術規格）</p> <p>①在吸菸室出入口處・從外側至內側的气流應有 0.2m / 秒以上</p> <p>②以牆壁、天花板劃分空間・來避免菸霧（含加熱式菸品的蒸氣）從吸菸室流入設施中其他室內區域</p> <p>③菸霧必須排至設施的室外空間</p> <p>・多樓層的設施若以牆壁、天花板來劃分空間・則可分為吸菸樓層與禁菸樓層。（＝即分樓層禁菸）</p> <p>・於 2020 年 4 月 1 日前完工之現有建築物・若無法符合技術規格・且無法歸咎於有職權者時・可採取一定的過渡措施。</p> <p>所謂過渡措施・即「通過採取必要措施來充分淨化菸霧・並將其排放到室外・其避免菸霧外洩的效果等同於符合上述技術規格的措施。」</p> <p>具體而言・吸煙區要設有一定的排煙功能・且吸菸區的氣體必須排放到室外（僅限第二類設施的室內或內部場所）。</p>
<p>（A）喫煙専用室…たばこを吸うための喫煙室</p>	<p>（A）吸菸専用室…僅用於吸菸的吸菸室</p>
<p>■要件</p> <p>① 第二種施設または鉄道・船舶の屋内の一部の場所であること</p> <p>★POINT 施設内の全部の場所を喫煙専用室とすることはできません。</p> <p>②専ら喫煙をすることができる場所であること</p> <p>★POINT 喫煙専用室内では、飲食等、喫煙以外のことはできません。</p> <p>③ 喫煙室から施設の屋内にたばこの煙が流出することを防ぐための基</p>	<p>■必要條件</p> <p>①第二類設施或火車車廂、船艙的一部分</p> <p>★POINT 不可將設施內的所有區域都設為吸菸専用室。</p> <p>②僅可吸菸</p> <p>★POINT 在吸菸専用室中・不可做吸菸以外之事・例如飲食。</p> <p>③符合防止菸霧外洩的標準（＝技術規格）</p>

<p>準（＝技術的基準）に適合していること</p> <p>④ 喫煙室の出入口の見やすい場所に以下の事項が容易に識別できる標識を掲示すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専ら喫煙をすることができる場所である旨</li> <li>・20歳未満の者の立入りが禁止されている旨</li> </ul> <p>⑤ 施設の主な出入口の見やすい場所に、喫煙専用室が設置されている旨を記載した標識を掲示すること</p>	<p>④ 應在吸菸室出入口的顯眼位置張貼易於辨識以下內容的標示。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該區域僅限吸菸</li> <li>・禁止 20 歲以下未成人進入</li> </ul> <p>⑤ 應在設施主要出入口的醒目位置張貼相關標示・以告知設有吸菸專用室。</p>
<p>■吸うことができるたばこ</p> <p>たばこ全般</p>	<p>■適用菸品</p> <p>所有菸品</p>
<p>■運用に当たって守らなければいけないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳未満の者を喫煙専用室に立ち入らせてはなりません。</li> <li>・喫煙専用室を廃止しようとするときは、標識を除去しなければなりません。</li> <li>・施設内のすべての喫煙専用室を廃止しようとするときは、直ちに、標識を除去しなければなりません。</li> </ul>	<p>■使用注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不得讓 20 歲以下未成人進入吸菸專用室。</li> <li>・廢除吸菸專用室時・必須移除相關標示。</li> <li>・廢除設施中所有吸菸專用事實・必須立即移除相關標示。</li> </ul>
<p>■標識イメージ</p>	<p>■参考標示</p>
<p>(B) 指定たばこ専用喫煙室…加熱式たばこに限り、吸いながら飲食等ができる喫煙室</p>	<p>( B ) 加熱式菸品専用吸菸室…僅限加熱式菸品・且允許用餐時同時吸菸的吸菸室</p>
<p>■要件</p>	<p>■必要條件</p>
<p>① 第二種施設または鉄道・船舶の屋内の一部の場所であること</p> <p>★POINT 施設内の全部の場所を指定たばこ専用喫煙室とすることはできません。</p> <p>② 喫煙をすることができる場所であること</p> <p>★POINT 指定たばこ専用喫煙室内では、飲食等、喫煙以外のこともできます。</p>	<p>① 第二類設施或火車車廂、船艙的一部分</p> <p>★POINT 不能將設施內所有區域皆設為指定菸品專用吸煙室。</p> <p>② 可以吸菸</p> <p>★POINT 在加熱式菸品專用吸菸室中・可以做吸菸以外的事情・例如飲食。</p> <p>③ 符合防止菸霧外洩的標準（＝技術規格）</p> <p>④ 應在吸菸室入口處醒目位置張貼易於識別以下內容的標示。</p>

<p>③ 喫煙室から施設の屋内にたばこの煙が流出することを防ぐための基準（＝技術的基準）に適合していること</p> <p>④ 喫煙室の出入口の見やすい場所に以下の事項が容易に識別できる標識を掲示すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙をすることができる場所である旨</li> <li>・20歳未満の者の立入りが禁止されている旨</li> </ul> <p>⑤施設の主な出入口の見やすい場所に、喫煙専用室が設置されている旨を記載した標識を掲示すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該区域可吸菸</li> <li>・禁止 20 歳以下未成人入内</li> </ul> <p>⑤應在設施主要出入口的醒目位置張貼相關標示・以告知設有加熱式菸品專用吸菸室。</p>
<p>■吸うことができるたばこ</p> <p>加熱式たばこのみ</p>	<p>■適用菸品</p> <p>僅限加熱式菸品</p>
<p>■運用に当たって守らなければいけないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳未満の者を指定たばこ専用喫煙室に立ち入らせてはなりません。</li> <li>・施設の営業について広告または宣伝をするときは、指定たばこ専用喫煙室を設置していることを明らかにしなければなりません。</li> <li>・指定たばこ専用喫煙室を廃止しようとするときは、上記④の標識を除去しなければなりません。</li> <li>・施設内のすべての指定たばこ専用喫煙室を廃止しようとするときは、直ちに、上記⑤の標識を除去しなければなりません。</li> </ul>	<p>■使用注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不得讓 20 歳以下未成人進入加熱式菸品專用吸菸室。</li> <li>・就該設施的營業狀況進行廣告及宣傳時・必須標明設施內設有加熱式菸品專用吸菸室。</li> <li>・廢除加熱式菸品專用吸菸室時・必須移除上述④中所提及之標示。</li> <li>・廢除設施中所有加熱式菸品專用吸菸室時・必須立即移除上述⑤中所提及的標示。</li> </ul>
<p>■標識イメージ</p>	<p>■参考標示</p>
<p>(C) 喫煙可能室…従業員がいない飲食店の喫煙席</p>	<p>(C) 可吸菸室…無人餐飲店的吸煙區</p>
<p>■要件</p> <p>① 従業員がいない等一定の要件を満たした既存飲食店の屋内の全部または一部の場所であること</p> <p>②喫煙をすることができる場所であること</p> <p>★POINT 喫煙可能室内では、飲食等、喫煙以外のこともできます。</p>	<p>■必要條件</p> <p>①合乎一定條件之現有餐飲店（例如無人店面）之室內全部或部分區域</p> <p>②可以吸菸</p> <p>★POINT 在可吸菸室內・可以做吸菸以外之事・例如飲食。</p> <p>③符合防止菸霧外洩的標準（＝技術規格）</p>

<p>③ 喫煙室から施設の屋内にたばこの煙が流出することを防ぐための基準（＝技術的基準）に適合していること</p> <p>④ 喫煙室の出入口の見やすい場所に以下の事項が容易に識別できる標識を掲示すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙をすることができる場所である旨</li> <li>・20歳未満の者の立入りが禁止されている旨</li> </ul> <p>⑤ 施設の主な出入口の見やすい場所に、喫煙可能室が設置されている旨を記載した標識を掲示すること</p>	<p>④ 應在吸菸室入口處醒目位置張貼易於識別以下內容的標示。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該區域可吸菸</li> <li>・禁止 20 歲以下未成人入內</li> </ul> <p>⑤ 應在設施主要出入口的醒目位置張貼相關標示，以告知設有可吸菸室。</p>
<p>※ 施設の全部を喫煙可能室とする場合であって、施設の主な出入口の見やすい場所に、既に④の標識が掲示されているときは不要です。</p>	<p>※若該設施所有區域皆為可吸菸室，則無需設在設施主要出入口醒目處張貼</p>
<p>■吸うことができるたばこ</p> <p>たばこ全般</p>	<p>■適用菸品</p> <p>所有菸品</p>
<p>■運用に当たって守らなければいけないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地の保健所等に届出をしなければなりません。</li> </ul> <p>届出事項 ①施設の名称・所在地、②管理権原者氏名・住所（法人代表者名・所在地）、③従業員がいないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳未満の者を喫煙可能室に立ち入らせてはなりません。</li> <li>・以下の書類を備え、保管しなければなりません。</li> </ul> <p>書類の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①施設内の客席部分の床面積に係る資料</li> <li>②会社経営の場合、資本金の額または出資の総額に係る資料</li> <li>③従業員への給料の支出がないことを示す資料</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の営業について広告または宣伝をするときは、喫煙可能室を設置していることを明らかにしなければなりません。</li> </ul>	<p>■使用注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・須先向當地衛生機關提出申報。</li> </ul> <p>申報事項①設施名稱、所在地②有職權者的姓名、住址（法人代表名稱及戶籍地）③沒有員工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不得讓 20 歲以下未成人進入可吸菸室。</li> <li>・必須備有並保管以下文件。</li> </ul> <p>文件內容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①設施內座位部分所佔樓地板面積的相關資料</li> <li>②若為公司經營，資本額或出資總額的相關資料</li> <li>③證明無人事成本之資料</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就該設施的營業情況進行廣告及宣傳時，必須聲明設施內設有可吸菸室。</li> <li>・廢除可吸菸室時，必須移除相關標示。</li> <li>・廢除設施中所有可吸菸室時，必須立即移除相關標示。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙可能室を廃止しようとするときは、標識を除去しなければなりません。</li> <li>・施設内のすべての喫煙可能室を廃止しようとするときは、直ちに、標識を除去しなければなりません。</li> </ul>	
<p>■標識イメージ</p>	<p>■参考標示</p>
<p>(D) 喫煙目的室…シガーバーなどの喫煙室</p>	<p>(D) 以吸菸為主要目的之場所…吸菸室・如雪茄館</p>
<p>■要件</p> <p>① シガーバー（スナック）・たばこ販売店の屋内の全部または一部の場所であること</p> <p>②喫煙をすることができる場所であること</p> <p>★POINT 喫煙目的室内では、飲食等、喫煙以外のこともできます。</p> <p>③ 喫煙室から施設の屋内にたばこの煙が流出することを防ぐための基準（＝技術的基準）に適合していること</p> <p>④ 喫煙室の出入口の見やすい場所に以下の事項が容易に識別できる標識を掲示すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙をすることができる場所である旨</li> <li>・20歳未満の者の立入りが禁止されている旨</li> </ul> <p>⑤ 施設の主な出入口の見やすい場所に、喫煙専用室が設置されている旨を記載した標識を掲示すること</p>	<p>■必須條件</p> <p>①雪茄館（小酒館）、香菸零售店之室内全部或部分區域</p> <p>②可以吸菸</p> <p>★POINT 在以吸菸為主要目的之場所，可以做吸菸以外的事情，例如飲食。</p> <p>③符合防止菸霧外洩的標準（＝技術規格）</p> <p>④應在吸菸室入口處醒目位置張貼易於識別以下內容的標示。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該區域可吸菸</li> <li>・禁止20歲以下未成年人入內</li> </ul> <p>⑤應在設施主要出入口的醒目位置張貼相關標示，以告知設有以吸菸為主要目的之場所。</p>
<p>※ 施設の全部を喫煙目的室とする場合であって、施設の主な出入口の見やすい場所に、既に④の標識が掲示されているときは不要です。</p>	<p>*若該設施所有區域皆為以吸菸為主要目的之場所，則無需在設施主要出入口醒目處張貼④的標示。</p>
<p>■吸うことができるたばこ</p> <p>たばこ全般</p>	<p>■適用菸品</p> <p>所有菸品</p>
<p>■運用に当たって守らなければいけないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳未満の者を喫煙目的室に立ち入らせてはなりません。</li> </ul>	<p>■使用時注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不得讓20歲以下未成年人進入以吸菸為主要目的之場所。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の内容を示す帳簿を備え、保存しなければなりません。 帳簿の記載事項 たばこ事業法第22条第1項または第26条第1項の許可に関する情報</li> <li>・ 施設の営業について広告または宣伝をするときは、喫煙目的室を設置していることを明らかにしなければなりません。</li> <li>・ 喫煙目的室を廃止しようとするときは、上記④の標識を除去しなければなりません。</li> <li>・ 施設内のすべての喫煙目的室を廃止しようとするときは、直ちに、上記⑤の標識を除去しなければなりません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 須備有並保管明確寫有以下內容的帳簿。 帳簿記載事項與《菸品管理法》第22條第1項或第26條第1項許可有關之內容</li> <li>・ 就該設施的營業狀況進行廣告或宣傳時・必須聲明設施內設有以吸菸為主要目的之場所。</li> <li>・ 廢除以吸菸為主要目的之場所時・必須移除上述④所提及的標示。</li> <li>・ 廢除設施中所有以吸菸為主要目的之場所時・必須立即移除上述⑤所提及的標示。</li> </ul>
<p>■標識イメージ</p>	<p>■參考標示</p>
<p>⑦ 施行時期</p>	<p>⑦ 實施時期</p>
<p>2020年4月1日 (飲食店の店頭表示義務化や学校等第一種施設の規制など、すでに一部施行しているものもあります。)</p>	<p>2020年4月1日 (部分設施現已實施・例如餐飲店店面標示義務化、學校等第一類設施的規範等)</p>
<p>受動喫煙防止対策関連施策※原則として、全て日本語で対応させていただきます。</p>	<p>關於實施二手菸害防制的措施*原則上一律使用日語。</p>
<p>■喫煙専用室等専門アドバイザー 専門家が、喫煙専用室の設置等の際し、実地による相談支援や、環境測定等の調査を行います。ご利用の際は、下記「もくもくぜろ」までお電話ください。</p> <p>■東京都モデル標識の作成、ステッカーの配布 改正法・条例に適合したモデル標識を作成します。また、施設の入出口や喫煙場所に掲示できる標識ステッカーを配布します。詳しくはHPをご覧ください</p>	<p>■提供吸菸専用室相關諮詢的專業顧問 設置吸菸専用室時・專家會透過、當場提供諮詢・也會進行環境評估調查。如有需要・請洽詢 0570-069690。</p> <p>■製作適用於東京都的標示版型、發送標示貼紙 用以製作符合健康促進法修正暨東京都條例的標示版型。另外也發送可用於設施出入口和吸煙場所的標示貼紙。詳情請參閱官網。</p>
<p>■受動喫煙防止対策や、改正法・条例に関するお問い合わせは以下の番</p>	<p>■關於二手菸害防制措施及健康促進法修正暨東京都條例・如有相關疑問・</p>

<p>号まで</p> <p>0570-069690 (もくもくぜろ)</p> <p>月～金(祝日・年末年始除く) 9時から 17時 45分</p> <p>☆受付時間外は、HPのチャットボットをご活用ください!</p> <p>※相談料は無料ですが、別途通話料がかかります</p>	<p>請電話洽詢</p> <p>0570-069690</p> <p>週一～週五(除國定假日、新年假期) 9:00 至 17:45</p> <p>☆非服務時間・請善加利用官網數位客服!</p> <p>*諮詢為免費服務・唯通話費需自行負擔</p>
<p>■受動喫煙防止対策助成金</p> <p>厚生労働省では、中小企業事業主が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行います。ご相談は、東京労働局健康課(03-3512-1616)まで。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。</p> <p>※時期によりステッカーの在庫状況や補助金の受付の状況が異なる可能性があります。</p>	<p>■二手菸害防制措施補助</p> <p>中小企業負責人為實施二手菸防制措施所支出的經費・及設置符合一定標準的吸菸室相關的施工、設備、備品、機械裝置等費用・厚生勞動省可提供補助。如需諮詢・請洽東京勞動局健康課(03-3512-1616)。詳情請參閱厚生勞動省網站。</p> <p>*貼紙庫存狀況和補助金審核可能會因時間而異。</p>
<p>東京都福祉保健局ホームページ</p> <p>受動喫煙防止対策の最新情報を発信しています。</p>	<p>東京都福利保健局網站</p> <p>在此可查閱關於二手菸防制措施的最新消息。</p>
<p>2019年12月發行</p> <p>東京都福祉保健局保健政策部健康推進課 ☎ 03-5320-4361</p> <p>全て日本語で対応させていただきます。</p>	<p>2019年12月發行</p> <p>東京都福祉保健局保健政策部健康推進課 ☎03-5320-4361</p> <p>一律使用日語。</p>